



被害者支援について思うこと

長崎県警察本部警務課長

駒田 敏郎

本年3月25日付けで、長崎県警察本部警務課長に就任しました駒田でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、長崎犯罪被害者支援センターは、平成15年6月に特定非営利活動法人として発足して以来、警察をはじめ各機関・団体と連携を図りながら、犯罪被害者等に対する相談対応、刑事裁判等における付添いなどの直接支援、ボランティア相談員の育成など幅広い支援活動に取り組んでいただいております。

更に、平成20年からは、中高生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、将来の長崎県を担う若い世代に対して、被害者の心情などの理解を深めることを通して、自分や他人の命を大切にすることやいじめや暴力などの犯罪行為の防止などの規範意識の向上に努めておられます。

こうした活動が社会的にも高い評価を受け、昨年10月1日付けで「公益社団法人」として認定され、同年11月15日には、長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けられたものであり、今後、犯罪被害者の様々なニーズに応え、継続的支援を行う民間支援団体として、大いに期待されていると思っております。

また、近年発生した西海市や島原市の殺人事件等における被害者支援活動状況を通じて思いますのは、被害者や遺族の方々が事件発生当初から、日常生活、医療、福祉、住宅、雇用など経済的・精神的な問題を多く抱えて悩まれており、このような方々の悩みや要望に適切に対応するには、事件発生直後から総合的支援が必要であると考えさせられました。

そのためには、被害者や遺族にとってわかりやすい相談窓口体制の整備や事件発生直後からの警察をはじめとする関係機関による早期支援体制の整備などが必要と感じております。

そのような中で、本県の被害者支援の中核的立場にあり、関係機関相互の支援活動をつなぐコーディネーター的役割を担っている同センターの果たすべき役割は、大変重要であります。

警察といたしましても、今後とも同センターと緊密な連携を図り、被害者支援の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

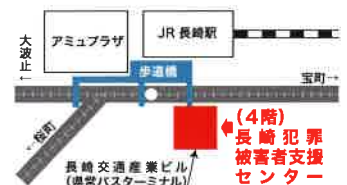


長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人

長崎犯罪被害者支援センター

〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 長崎交通産業ビル4階

事務局：TEL 095-820-4978 FAX 095-820-4377



定 時 総 会 開 催

5月24日(金)午後4時から、ホテルセントヒル長崎において、平成25年度第1回定時総会を開催しました。
事務局より

- 平成24年度事業報告並びに収支決算
- 平成25年度事業計画並びに収支予算
- 役員を選任

について議案が報告、提案され、承認されました。

平成24年度事業報告及び収支決算

| | |
|---------------|--------|
| 4月1日～9月30日まで | 一般社団法人 |
| 10月1日～3月31日まで | 公益社団法人 |

◎事業報告

○会議、研修会等

| | | | |
|---------|-----|------------|-----|
| 総会 | 3回 | 被害者支援員養成講座 | 12回 |
| 理事会 | 5回 | 自助グループ開催 | 12回 |
| 運営委員会 | 11回 | 研修会等 | 4回 |
| 出張講義、講演 | 50回 | 九州ブロック研修会 | 4回 |

○啓発、広報活動

| | |
|--------------|-----------------|
| 暴力追放、交通安全の集い | 4月 |
| 防犯キャンペーン | 7月 |
| 講演会 | 9月 |
| 街頭宣伝 | 4月、7月、11月、1月、2月 |

◎相談等支援実績

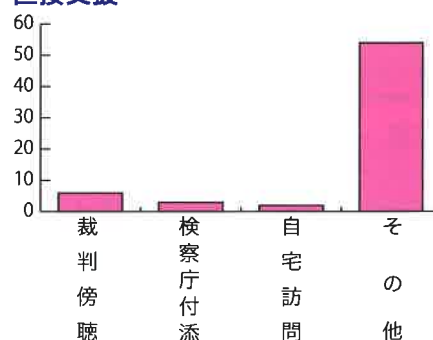
平成24年度は事業活動の充実により、適切な支援を行うことができました。今後もセンターでは被害者等に寄り沿った支援活動を実施すべく、レベルアップに努めます。

| 相談・支援別件数 | | 直接支援 | | 被害類型 | |
|----------|-----|-------|----|----------|-----|
| 電話相談 | 225 | 裁判傍聴 | 6 | 殺人・傷害致死 | 9 |
| 面接相談 | 39 | 検察庁付添 | 3 | 暴行・傷害 | 14 |
| 直接支援 | 63 | 自宅訪問 | 2 | 交通事故 | 15 |
| 自助組織支援 | 12 | その他 | 52 | 性被害 | 14 |
| 計 | 339 | 計 | 63 | DV・ストーカー | 6 |
| | | | | 財産被害 | 13 |
| | | | | その他 | 67 |
| | | | | 計 | 138 |

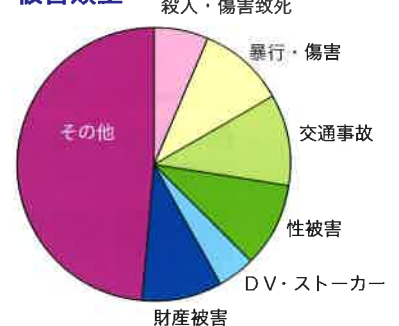
相談・支援別件数



直接支援



被害類型



活動報告

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 4月 暴力追放キャンペーン (20日 浜町商店街) | 7月 九州ブロック研修参加 (6、7日 福岡) |
| 定時総会 (24日 セントヒル長崎) | 長崎商業高校広報活動 (16日) |
| 5月 「命の大切さ」講演開始 (28日 諫早定時制高校) | 8月 広報活動 (22日 かもめ広場) |
| 6月 被害者支援員養成講座開始 (8日 センター) | |

◎収支決算報告 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

| ○収入 (円) | | ○支出 (円) | |
|---------|------------|---------|------------|
| 勘定科目 | 決算額 | 勘定科目 | 決算額 |
| 正会員等会費 | 1,045,000 | 事業費 | 9,302,479 |
| 寄付金等 | 7,161,330 | 管理費 | 3,830,985 |
| 補助金等 | 6,252,000 | 次期繰越金 | 3,500,539 |
| 前期繰越金 | 592,380 | 計 | 16,634,003 |
| 計 | 15,050,710 | | |

※皆様の会費及び寄付などによって、支援の充実、体制の確保ができ、皆様の善意に心から感謝いたしております。

平成25年度事業計画及び収支予算

| ○収入予算 (円) | | ○支出予算 (円) | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 勘定科目 | 予算額 | 勘定科目 | 予算額 |
| 正会員等会費 | 2,800,000 | 相談・事業費 | 8,230,984 |
| 寄付金等 | 8,700,000 | 広報事業 | 6,453,972 |
| 補助金等 | 9,472,000 | その他の事業 | 618,287 |
| 計 | 20,972,000 | 管理費 | 5,964,757 |
| | | 計 | 21,268,000 |

事業計画

犯罪被害者及びその家族等に対する支援活動を行うとともに広報啓発活動を推進し、被害者も加害者もない安全で安心できる長崎県のまちづくりを目指します。

主な活動

- ・ 犯罪被害者やその家族等に対する電話相談や面接相談
- ・ 弁護士等による法律相談
- ・ 臨床心理士等の専門家によるカウンセリング
- ・ 警察署、検察庁、裁判、病院への付添等の直接支援
- ・ 関係団体、機関との連携による支援活動
- ・ 自助グループ活動の援助
- ・ 犯罪被害者を支援するため各種講演、キャンペーン等の広報活動
- ・ 犯罪被害者支援員の育成と継続研修
- ・ 各種研修への参加

講演

総会后、会員並びに関係者を対象として講演会を開催しており、今回はNPO法人 DV防止ながさき理事長中田慶子氏を講師にお招きし、「DVの被害と支援」という演題でお話ししていただきました。

講演趣旨 (抜粋)

- DV についての誤解が被害者を追いつめている
 - ストレスや飲酒が暴力の「原因」である
 - 暴力をふるう人は「病気」なので治療が必要である
 - 身体暴力がないとDVとはいえないか
 - 叩かれる女性の側にも「落ち度」があるといえるのか
 - 暴力が酷ければ逃げるはず、逃げないのだから大丈夫といえるか
 - 女性が安全に別れたら、それで問題は解決するか
- DVの生活への影響と必要な支援の例
 - DVを受けたのは自分が至らないからだ、などDV神話に取り込まれる
 - 住居の移転に伴い、地域に馴染めない、人目に立つのが怖くて閉じこもる
 - 今までの緊張感が解けて、無気力になったり、うつになったりする
 - 加害者による「見つけ出す」「戻らないと自殺する」などの脅しに動揺する
- DVと虐待の関連
 - DV環境は児童虐待である
- 子供に現れる影響
 - 身体、心理、行動面への影響、人間関係への影響
- デートDVの将来への影響
- DVの予防教育の必要性



総会 (理事長あいさつ)



講演 (講師 中田 慶子氏)

特別講演会 開催予定

講師：宮元篤紀氏

日時：平成26年2月9日 (日曜日・13:00～16:00 予定)

場所：ホテルセントヒル長崎 (長崎市筑後町4-10)

公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センターとは

私たち公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターの活動は、皆様からの正会員費、賛助会員費、寄付金等により支えられています。

活動として電話相談、面接相談の他に「直接的支援」として警察署・検察庁・裁判所等への付き添いをはじめ、さまざまな被害者支援を行っています。

誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、不幸にして被害に遭われた方はその後長く、精神的・経済的・社会的苦痛に苦しみます。このような苦しみから、一日でも早く元の平穏な生活に戻ることができるよう、少しでもお手伝いしたいというのが当センターの理念であります。

賛助会員ご加入等のお願い

支援活動の趣旨にご賛同いただき、新規賛助会員へのご加入・ご寄付をお願いいたします。

| 賛助会員について (年度：各年4月から翌年3月まで) | | 寄付について |
|----------------------------|--------------|------------------------------|
| 個人賛助会員 | 団体賛助会員 (法人様) | 金額の多少にかかわらず、 随時受け付けております。 |
| 1口 3,000円/年 | 1口 10,000円/年 | |
| ※1口以上、何口でも結構です。 | | |
| 振込口座 | | |
| 郵便口座番号 | 十八銀行口座番号 | 親和銀行口座番号 |
| 01730-8-102986 | (普通) 4079739 | (普通) 1028158 |

犯罪被害者等支援自動販売機設置のお願い

犯罪被害者等支援活動のために、売上金の一部をご寄付頂ける企業・団体様を募っています。

お電話にてご連絡下さい。



みなさまのご協力をお待ちしております

◎県下の設置状況
(H25年9月末現在)
70箇所 74台



自動販売機正面デザイン



側面デザイン

事件・事故の被害で お悩みの方へあなたの 声を聴かせて下さい

多くの被害者やご家族・ご遺族は、被害直後、
一種のショック状態になり日常生活や通常の判断ができなくなる場合があります。
誰からも援助の手を差し伸べられることもなく一人で悩み・苦しんでいるのが現状です。



長崎犯罪被害者支援センターは、犯罪被害に遭われた方やご家族・ご遺族をサポートする機関です。
※「遺族同士だから話せる、相談できる」そんな遺族の集う場所(自助グループ)を支援しています。



無料
相談

095-820-4977

月～金曜日：午前10時～午後4時（祝祭日・年末年始を除く）
秘密厳守・相談料無料（※面接相談は電話にて予約をお願いします）

編集後記 事務局長ほかメンバーが一新し、本年度がスタートしました。当初は長崎弁でいうところの「どぎゃん、こぎゃん、なととと」の状態でしたが、上半期を経過し、「そいで、よかばい」の状態になりつつあります。

「あじさい支援だより」も心機一転、斬新な内容をと取り組みましたが、出来上がりは理想とかけ離れてしまいました。下半期も皆様の支えを糧に被害者支援に邁進いたしますので、ご指導、ご援助をお願いします。